

令和5年7月1日から交通ルールが変わりました。

電動 キックボード

安全のための ルールとマナー



仙台市

特定小型原動機付自転車とは？

電動キックボードのうち、下の基準を満たした車両が「特定小型原動機付自転車」として公道を走れます。

- ・車体の大きさ 長さ1.9m以下
幅0.6m以下
- ・定格出力 0.6kW以下
- ・最高速度 20km/h以下
- ・法令に定められた保安装置を備える
- ・オートマチック・トランスミッション(AT)である
- ・走行中に最高速度の設定を変更できない

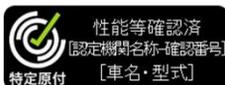
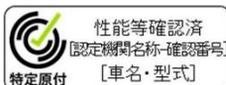
保安装置

- ・ヘッドライト
- ・ウインカー ・クラクション等
- ・ブレーキ
- ・テールランプ、ブレーキランプ
- ・後部反射器(リフレクター)
- ・最高速度表示灯(緑色) など

※その他、バッテリーの安全性や走行安全性に等も基準があります。

基準を満たした車体には「性能等確認済」シールが貼られています。

満たさないものは、公道走行可能と書いてあっても「原動機付き自転車(いわゆる原付)」や「自動車」の規定が適用されます。



このシールが貼られていない電動キックボードは、特定小型原動機付自転車として公道を走行することができません。

公道走行に必要な条件

- ・ **16歳以上**
- ・ 運転免許は不要
- ・ 乗車用ヘルメットを着用（努力義務）
- ・ 車道の左側端を**20km/h以下**で走行
- ・ 歩道※1を走れるのは**6km/h以下**で歩道走行可能な基準を満たす場合※2のみ

※1 歩道通行可の標識または標示のある歩道 ※2 特例特定小型原動機付自転車という



【歩道走行可の基準】
最高速度表示灯（緑色）を点滅させる
6km/hを超えて加速することができない
構造である 等

ナンバープレート

の取り付け

所有者は、市区町村へ
軽自動車税の申告をし
て、ナンバープレート
を取り付けてください。



自賠償保険（共済）への加入

- ・ 所有者は、加入時に配布される
ステッカーをナンバープレートに
貼り付けてください。
- ・ 走行時は加入時に配布される証明書
を携行してください。

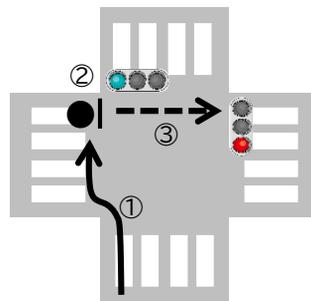
主な交通ルール

車道の左側端を走ります（自転車道・自転車専用通行帯も走行可能）

- ・ 自転車と同様に、車道の左側端を走るのが原則です。自転車道や自転車専用通行帯も走れます。
- ・ 車道の右側を走るのは「逆走」となり違反です。

交差点で右折するときは二段階右折

- ・ 右折は、まっすぐ進んで一時停止し、曲がりたい方向に向きを変え、その方向の信号が青になったら発進する「二段階右折」をしなければいけません。



【二段階右折】

- ① 青信号で交差点の向こうまで直進
- ② 一旦停止し、向きを変える
- ③ 前方の信号が青になってから発進

交通ルールを守りましょう

- ・ 電動キックボードは車両の仲間です。信号や交通標識を必ず守りましょう。
- ・ お酒を飲んで使用するのは「飲酒運転」です。絶対にやめましょう。
- ・ 歩行者を優先しましょう。歩道走行時や歩行者が横断歩道にいるときは歩行者の通行を妨げてはいけません。



詳しくは仙台市
ホームページを
ご覧ください。